

有機フッ素化合物について

設問		回答
1	有機フッ素化合物とはどんな物質ですか	有機フッ素化合物とは、フッ素を含む有機化合物の総称で、水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等の性質を持ちます。 有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)は、泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク(半導体、液晶ディスプレイ)、写真フィルム等に、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)は繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等に利用されてきました。
2	なぜ問題になっているのですか	PFOSやPFOAは有用な特性を持っていることから、1940年代から工業や家庭用品に利用されてきました。しかし、環境中で分解しにくく、環境残留性や生物蓄積性が懸念されていることから、近年国内外において製造や使用が規制されています。
3	どうして環境中で検出されるのですか	自然環境中では分解しにくいため、過去に使用されたものが河川水や地下水に溶け出しているものと考えられます。
4	製造や使用について、規制はされていますか	国内において、PFOSは平成22年度に、PFOAは令和3年度に化学物質審査規制法(化審法)の第一種特定化学物質に指定され、原則、製造や輸入が禁止されており、使用も制限されています。なお、水質汚濁防止法において、排水基準は設定されていません。

水道水について

設問		回答
5	水道水に規制基準値はありますか	厚生労働省は令和2年4月にPFOS及びPFOAを水質管理目標設定項目に追加し、暫定目標値を50ng/L以下(PFOS及びPFOAの合計値)に設定しました。
6	水道水の調査は行われていますか	PFOS及びPFOAは、「水質管理目標設定項目」として位置付けられていることから、浜松市上下水道部では年1回の頻度で検査を実施しています。水質検査結果は浜松市上下水道部のホームページにて公表しています。
7	水道水は安全ですか	全ての測定地点で5ng/L(暫定目標値の10分の1)未滿を確認しており飲用に問題ありません。

環境中の調査について

設問		回答
8	浜松市では、河川や地下水の調査は行われていますか	河川水その他公共用水域において、39地点で採水し、9地点で指針値(暫定)を超過しました。継続的な監視調査では、環境基準点と昨年度指針値(暫定)超過地点の12地点で採水し、環境基準点では超過地点はありませんでしたが、昨年度指針値(暫定)超過地点6地点で指針値(暫定)を超過しました。 地下水については、366地点で採水し、67地点で指針値(暫定)を超えました。超過が確認された河川については、引き続き継続的に調査を行い監視していきます。
9	どこで検出されていますか	浜松市環境部環境保全課のホームページにて測定結果を公表しています。
10	河川や地下水について、規制基準値はありますか	環境省は令和2年5月にPFOS及びPFOAを「知見の集積に努めるべき」物質として人の健康の保護に関する「要監視項目」に追加し、指針値(暫定)を50ng/L以下(PFOS及びPFOAの合計値)に設定しました。 「要監視項目」とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申において「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として設定されたものです。なお、指針値(暫定)の50ng/Lという値は、体重50kgの人が、1日当たり2Lの水を一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと考えられる値です。

国の動向等について

設問		回答
11	健康被害はわかっていますか	PFOSやPFOAは、環境中での残留性や生物蓄積性が懸念されていることから、各国で調査が実施されてきました。PFOS及びPFOAの高濃度ばく露によって健康へ影響を及ぼす可能性が懸念されていますが、ヒトへの影響は調査中です。国ではPFOS及びPFOAについて情報収集を図る必要性があるとして、専門家会議を設置しています。詳細は、環境省のホームページを参照してください。
12	国はどのような対応をしていますか	厚労省・環境省は令和2年6月に「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」を作成し、PFOS及びPFOAが検出された場合の対応方法等を示しています。なお、この手引きは令和6年11月に最新版に改訂されており、最新版は環境省のHPで確認することが出来ます。 令和5年1月には、PFOS及びPFOAに対する総合戦略検討専門家会議が設置され、国民へのわかりやすい情報発信及びリスクコミュニケーションのあり方について検討されています。令和6年8月には第5回が開催され、PFASに関する今後の対応の方向性等について検討されています。 令和6年6月には、内閣府が設置する食品安全委員会で、PFASに関する評価書が取りまとめられています。

井戸の使用について

設問		回答
13	井戸水を飲んでいますが、検査した方がいいですか	井戸水については、設置者の判断で利用することになりますので、ご心配でしたら民間の検査機関にて検査することをお勧めします。なお、水道水の安全性は確認されています。
14	所有している井戸の水質検査をしてもられませんか	市では飲用の可否を判断する水質検査は実施しておりませんが、河川で超過のあった新川及び伊佐地川周辺の特定の地域において、汚染範囲の調査のための検査を実施しています。対象の方には、検査のお知らせを配布します。詳細については、環境保全課(TEL:453-6144)にお問い合わせください。

15	井戸水について自主的に水質検査をしたところ、指針値(暫定)を超過しました。どうすればよいですか	念のため井戸水の飲用は控え、水道水等を飲用するようにお勧めします。 なお、指針値(暫定)の50ng/Lという値は、体重50kgの人が、1日当たり2Lの水を一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと考えられる値です。
16	上下水道に切り替える工事について相談できますか	上下水道部お客さまサービス課(TEL:474-7916)にご相談ください。